

福島復興再生措置法に基づく特定事業活動における 固定資産税の課税免除(風評税制)

福島復興再生特別措置法（以下「法」という。）の規定により、特定事業活動を実施する個人事業者又は法人が、特定事業活動の施設又は設備を新設・増設した資産について、固定資産税の課税免除を受けることができます。

1 特定活動事業分野について

特定事業活動とは、特定風評被害（※１）がその経営に及ぼす影響に対処するために行う新たな事業の開拓、事業再編による新たな事業の開始又は収益性の低い事業からの撤退、事業再生、設備投資その他の事業活動をいう。

※１ 特定風評被害：放射性物質による汚染の有無又はその状況が正しく認識されていないことに起因する農林水産物及びその加工品の販売等の不振並びに低迷のこと。

2 対象者

下記「3 対象事業分野」のいずれかの事業分野に属して、**郡山市内**において特定事業活動を行う個人事業者又は法人

福島県知事の指定を受けた後その適切な実施について認定が必要となります。（※２）

（※２）風評税制の指定、認定に関する問い合わせ先

県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課（電話：024-935-1323）

3 対象事業分野

- ①農林水産業の生産、加工、流通及び販売等に関する事業
- ②観光の振興に資する事業（観光旅客の来訪や滞在促進等）

4 対象資産

土地、家屋、償却資産

- ①土地は、取得後、１年以内に家屋の建設着手があった対象施設等の家屋の敷地である土地に限ります。
- ②指定事業者事業実施計画書及び実施状況報告書に記載され、かつ、認定を受けた資産に限ります。
- ③新古・中古資産及び移動資産は、対象外です。
- ④令和８年３月３１日までに取得した場合に限ります。

5 免除期間

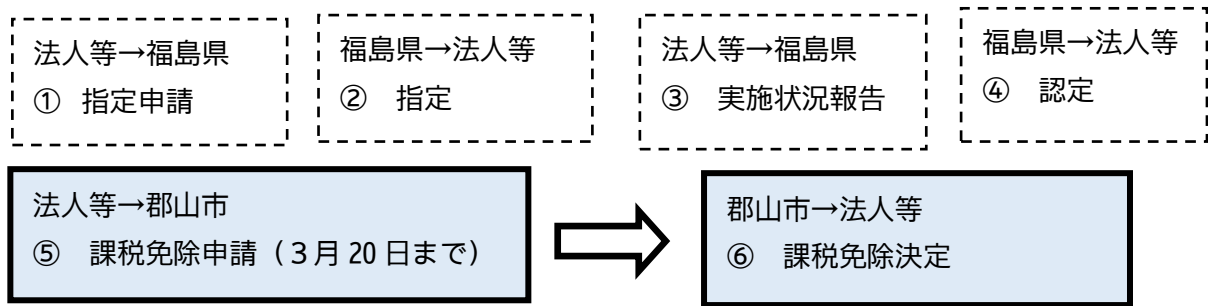
固定資産税が課税されることとなった年度から５箇年度分

6 申請期限

課税免除の適用を受けようとする各年度の初日の属する年の３月２０日

- ①免除申請は、毎年必要です。
- ②令和４年度に課税免除を受ける場合、**令和４年３月２２日（火）**までに申請が必要です（期限を過ぎた場合、受付不可となりますので、ご注意ください。）。

手続き



・課税免除決定は、福島県の認定後となるため、固定資産税については、当初納付いただき後日還付となる場合がありますので、ご注意ください。

固定資産税の課税免除申請に必要な提出書類

共 通	ア 固定資産税課税免除申請書（第1号様式） イ 指定書（写） ウ 指定事業者実施計画書（写） エ 当該法人の設立を証する書類又は当該法人登記簿謄本（写） オ 特定事業活動に関する実施状況報告書（写） カ 特定事業活動の実施に係る認定書（写） キ 法人税の確定（修正）申告書一式（写）（減価償却資産明細書（写）を含む。） ク 特別償却又は税額控除を行わなかった場合は、その理由書（任意様式） ケ 会社等概要（パンフレット等） コ その他市長が必要と認める書類
土 地	ア 土地の位置図 イ 敷地となる土地における家屋の配置図 ウ 家屋の建築面積を確認できる書類 エ 土地の取得後1年以内に当該土地を敷地とする建物の建設の着手があったことを確認できる書類（契約書（写）等） オ 登記簿謄本（写）
家 屋	ア 建物配置図 イ 建物平面図 ウ 登記簿謄本（写） エ 不動産価格決定書（地方振興局県税部で評価した場合）
償却資産	ア 新設増設した機械等の配置図

◆前年度に課税免除の適用を受け、当該年度も引き続き課税免除の適用を受けようとする申請者の方は、前年度に課税免除の適用を受けた対象施設等及び前年度の提出書類に変更がない場合でも、「固定資産税課税免除申請書」（第1号様式）の提出が必要です。

【課税免除の問い合わせ】

郡山市資産税課 〒963-8601 郡山市朝日1-23-7
Tel 024-924-2091 メール: shisanzei@city.koriyama.lg.jp

【指定・認定の問い合わせ】

福島県県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課
Tel 024-935-1323



郡山市HP